主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人松本幸正の上告趣意について

所論は憲法三一条違反を云為するがその実質は、単なる法令違反の主張に過ぎないもので適法な上告理由とならない。しかも刑訴規則一七九条三項は刑訴法二七五条の授権の範囲内と解すべく、この点の論旨はとるを得ない。

なお記録を精査しても同四――条に該当する事由はない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一〇月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長	裁判官	霜	山	精	_
	裁判官	栗	Щ		茂
	裁判官	小	谷	勝	重
	裁判官	藤	田	八	郎
	裁判官	谷	村	唯一	郎